

社団法人日本オリエンテーリング協会 役員の報酬に関する規程

制 定 平成 17 年 9 月 10 日

(総 則)

第 1 条 この規程は、社団法人日本オリエンテーリング協会定款第 17 条の規定に基づき役員の報酬の支給に関する事項を定める。

(報酬決定)

第 2 条 役員は無給とする。ただし常勤役員は有給としその報酬は理事会において決定する。

(報酬額)

第 3 条 常勤役員の報酬額は年間 600 万円を上限とし、具体的な報酬額の決定に際しては、経験・能力等を考慮して定める。

(支給方法及び支給日)

第 4 条 常勤役員には毎月 20 日役員報酬年額の 12 分の 1 を月額報酬として支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは前日に繰り上げて支給する。

(通勤手当)

第 5 条 常勤役員には、別途通勤手当を支給する。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 10 日より実施する。